

# ごみの出し方Q&A

4月から、コミュニティセンターや地区公会堂で開催している「家庭系ごみ有料化に伴うごみの出し方説明会」でよくいただく質問をご紹介します。

## ●ごみの出し方について

**傘やバットなど、指定収集袋からはみ出すものは、どのように出せばいいですか？**

袋に入れていただくことが原則ですが、入らない以下の物は指定収集袋を貼って出してください。

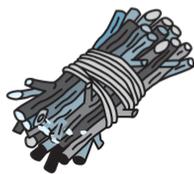
品名	数量	貼っていただく指定収集袋
傘、バットなど	5本まで	ミニ袋(5ℓ)1枚
	6～10本	S袋(10ℓ)1枚
ポリタンク(20ℓ以下)	1個	S袋(10ℓ)1枚
じゅうたん	1畳以下	M袋(20ℓ)1枚
	1畳を超えて2畳以下	L袋(40ℓ)1枚
板(長さ80cm×幅30cm×厚さ3cm以下)	5枚まで	S袋(10ℓ)1枚
	6～10枚	M袋(20ℓ)1枚

**紙おむつはどのように出せばいいですか？**

紙おむつは汚物を取り除いて、透明または半透明の袋(レジ袋でも可)に入れて「燃やせるごみの日」に出してください。中身が見えて気になる方は、袋の中をちらしなどで覆って中が見えないようにしてください。なお、ペット用のおむつシートは指定収集袋に入れてください。

**せん定枝、草、葉はどのように出せばいいですか？**

せん定枝は一本の長さが80cm、太さ5cm以下にし、直径50cm以下に束ねて、草と葉は透明または半透明の袋(レジ袋でも可)に入れて、「燃やせるごみの日」に出してください。



**町内会で一斉清掃日を設けて、ボランティア清掃を行っています。ごみの量が多いため、自宅に持って帰ることができません。どうすればいいですか？**

1世帯あたり3袋を超える場合や、自宅前に持って帰れない場合はごみ対策課にご連絡ください。こちらから収集にお伺いします。なお、3袋までは自宅前の道路端またはごみ集積場に出すことができます。

**シュレッダー紙は古紙の日に出してもいいですか？**

20ℓ以上のレジ袋にまとめていただき、古紙の日に出してください(少量の場合は燃やせるごみとなります)。

**紙類なら何でも古紙に出していいですか？**

以下のものは資源物にならない紙のため、燃やせるごみで出してください。



防水加工された紙(紙コップ、紙皿など)、裏カーボン紙・ノーカーボン紙(宅配便の複写伝票など)、圧着はがき、感熱紙(レシート、ファクス用紙)、インクジェット写真プリント用紙、フィルムコーティングなどを貼り合わせた複合素材の紙(カタログの表紙など)、匂いの付いた紙(石けんの包装紙など)、ティッシュペーパー  
※窓付き封筒やのりが付いている封筒はフィルムやのりの付いている部分を取り除いて古紙として出してください。

**割れたガラス、包丁はどのように出せばいいですか？**

割れたガラスや包丁は新聞紙などに包んで、縫い針などは飲料用以外のビンに入れて蓋をして、他の燃やせないごみと同じ袋に入れて出してください。袋には「危険物あり」と表示してください。



**プラスチックは出す前にひとすすぎするのですが、どの程度きれいにすればいいですか？**

残飯などの固形物を取り除き、溜めた水で振り洗いをしていただくか、中の汚れを拭き取っていただければ結構です。汚れが落ちないものや水洗いができないものは燃やせないごみで出してください。また、値札などのシールが付いているラップはそのまま出してください。

**プラスチック類と燃やせないごみの区別がつかないものがあります。簡単に判別する方法はありますか？**

プラスチック類は全てプラスチックでできているものです。金属や他の素材が含まれている複合物は燃やせないごみとなります。プラスチックのみでできているハンガーやバケツはプラスチック類として出してください。

その他、お問い合わせの多いものとしては、CD・DVD・ウレタン・発泡スチロール・ペットボトルのキャップもプラスチック類となります。

**家の中では、ごみ箱に小さなレジ袋を取り付けて、ごみを集めています。指定収集袋の中に、いくつかのレジ袋をまとめて入れてもいいですか？**

ごみ減量の観点から、それぞれのごみ箱に溜まったごみは一つの指定収集袋にまとめて出してください。ただし、生ごみなど、やむを得ない場合は、小分けにした袋を指定収集袋に入れて出しても結構です。



## ●指定収集袋について

**破けてしまった指定収集袋は使えますか？**

破けたり、穴が開いてしまった場合は、セロテープなどで補修をして、ご使用ください。



## ●指定収集袋を使っていないごみへの対応について

**指定収集袋を使用していないごみが出された場合はどうなりますか？**

指定収集袋を使用していない場合は収集できません。市では、ごみを出した方に指定収集袋を使用してもらうよう、警告シールを貼って残していきます。

また、予防策として、収集時間前にパトロールを行い、指定収集袋を使用しないでごみを出したお宅に声かけを行います。パトロール員は、常時、個別の相談にもおりますので、不法投棄などをされてしまった方はお気軽に声をかけてください。



**指定収集袋を使用していないごみが収集されないうままでいると、ガラスや悪臭などの問題が発生します。すぐに収集してもらいたいのですが…。**

申し訳ありません。市では、少なくとも1～2日は、警告シールを貼り、ごみを出した方にお知らせをしたいと考えています。ごみを置いていく期間については、状況によりケースバイケースで考えていきます。

